

Q&A（低入札価格調査制度の改正に伴う説明会）

（8/23までに質問のあったもの）

	質問内容	回答
1	予定価格を上回る応札について 発注者が設定する予定価格は、標準歩掛等に基づき算出した適正な価格であることは認識しております。一方、受注者は、応札時の受注環境（手持ち業務量や技術者配置など）によって、必ずしも予定価格以内で応札することが困難な場合があります。 つきましては、この度の改正により導入される変動型の調査基準価格の導入趣旨にもあるとおり、業務内容など案件の実態に応じた柔軟な競争環境を実現するためにも、予定価格を上回る応札も可能となるようご検討願います。	地方自治法（第234条）において、予定価格を上回る応札を行った者と契約を締結することはできないこととなっております。
2	変動型の調査基準価格の導入の影響について 今回の制度改正により、各社の価格競争が促進されるため、契約金額が下がることが想定されます。近年、継続した人件費単価アップを実施して頂き、国策でもあります「賃上げを行う企業への支援」及び広島県の「賃上げに向けた取り組み」などの政策も打ち出されています。これらの施策と逆行していく可能性がありますので、改正による影響を注視して頂き、必要な配慮をお願いします。	今後の応札状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討いたします。
3	調査基準価格の算出について (1)調査基準価格の端数処理は従来どおり（予定価格100万円以上：10万円単位端数切捨て 予定価格100万円未満：1万円単位端数切捨て）と考えてよろしいでしょうか。 (2)調査基準価格が上限値は予定価格の90%となっていますが、調査基準価格が上限値を超える場合の調査基準価格は端数処理（予定価格100万円以上：10万円単位端数切捨て 予定価格100万円未満：1万円単位端数切捨て など）はなされるのでしょうか。 (3)調査基準価格の範囲について、設定の算出根拠は何に基づいているのでしょうか。また、工事（予定価格の82%～92%）とコンサル（予定価格の82%～90%）で上限値が異なる理由を教えてください。	(1)端数処理の方法等は非公表としております。 (2)端数処理の方法等は非公表としております。 (3)入札状況等を踏まえて総合的に判断したものです。
4	総額失格基準価格の算出について (1)総額失格基準価格の算出した金額の上限値の設定があるのでしょうか。 (2)総失格基準価格の算出金額の端数処理は従来の調査基準価格と同様（予定価格100万円以上：10万円単位端数切捨て 予定価格100万円未満：1万円単位端数切捨て）と考えてよろしいでしょうか。 (3)総失格基準価格が調査基準価格を上回る場合には調査基準価格と同額となるものと考えてよろしいでしょうか。	(1)調査基準価格が上限となります。 (2)端数処理の方法等は非公表としております。 (3)ご理解のとおりです。

Q&A（低入札価格調査制度の改正に伴う説明会）

（8/23までに質問のあったもの）

	質問内容	回答
5	総合評価落札方式について 広島県の入札契約制度において、総合評価落札方式については「価格と品質で総合的に優れたものをもって申込みをした者を落札者とする」と記載されています。 (1)今回設定された調査基準価格の範囲(82～90%)が適正に業務を履行できる金額帯との認識であれば、高い技術点を有する業者が調査基準価格の範囲内で応札しても、意図しない辞退を選択するケースが想定されます。総合評価落札方式の趣旨(価格と品質で総合的に優れた調達)から逸脱すると思われるが、価格と品質で総合的に優れたものをもって申込みをした者を落札者とするための対策はあるのでしょうか。 (2)今回の改正により、受注意欲のある会社は90%～82%の範囲で応札することが予測されますが、価格評価のウエイトが大きく、価格優先傾向にあると思われます。技術点と価格点の配分の見直しは考えられているのでしょうか。	(1)今回の改正は、事業者の実行予算を踏まえて、案件ごとに適切な調査基準価格を設定する趣旨であり、設定範囲はあくまでも上下限值として設けたものでございます。 入札価格が調査基準価格を上回った場合は、意向確認欄の回答内容に関わらず、当該入札を有効なものとして取り扱うため、意図しない辞退は発生しないものと考えております。 (2)総合評価の価格点と技術評価点の適正な配分等については、必要に応じて見直しを検討いたします。
6	業務費内訳書(低入札価格調査に係る意向確認)について 設問1「調査基準価格を下回る入札を行った場合、低入札価格調査の対象になりますか、この場合において契約時に追加措置があることを理解したうえで入札していますか。」の回答欄は、追加措置等があることは理解したうえで「調査基準価格を下回る入札を行うつもりがない場合」は「いいえ」の回答でよろしいのでしょうか。	意向確認欄については、低入札で契約する際にどのような追加措置があるかを理解していただいたうえで、契約締結の意向を確認する趣旨で設けており、追加措置の内容についても、様式中に参考資料として追加しております。 入札にあたっては、「調査基準価格を下回る入札を行うつもりがない場合」も含め、追加措置の内容を十分に確認いただいたうえで、設問1は「はい」を選択したうえで、設問2及び3において、追加措置があった場合の契約締結を望むかどうかを回答してください。
7	ペナルティについて 「調査辞退についてペナルティの対象としないことの明確化」とありますが、意向確認欄が未記載の場合でもペナルティの対象としないと考えてよろしいのでしょうか。また、このペナルティ対象外には優良表彰及び特別表彰への影響も無いと考えてよろしいのでしょうか。	入札価格が調査基準価格を下回る場合に、意向確認欄が記載されていないケースについては、当該入札を失格として取扱いますが、未記載であることにより指名除外などのペナルティを課すことはありません。 また、優良表彰や特別表彰への影響もありません。
8	説明会資料 1 ページの『2 低入札価格調査制度の改正(1)変動型の調査基準価格の導入 イ 調査基準価格の算出式』について、表中記載されている、設計価格(現行欄)と予定価格(改正後欄)は同額と考えて良いか。同額でない場合、設計価格を基に予定価格を設定する際、端数処理等を行うかどうか。行う場合は、処理方法をご公表願いたい。	同額と考えていただいて差し支えありません。 低入札価格調査制度事務処理要綱の記載の表現を使用したため、ご質問のとおりの表現の使い分けが生じてしまいましたが、現行においても調査基準価格が「予定価格の概ね90%」として公告では記載しております。紛らわしい表現となり申し訳ございません。
9	調査基準価格の算出式に『概ね』という表現があるが、その意味をご教示願いたい。	端数処理を行うことや、予定価格に対して適切に積算されていると認められないものを入札価格の平均額の算出対象から除くことなどから「概ね」と記載しております。なお、端数処理の方法等は非公表としております。

Q&A（低入札価格調査制度の改正に伴う説明会）

（8/23までに質問のあったもの）

	質問内容	回答
10	調査基準価格について、82%～92%という上限下限が記載されているが、予定価格×92%or82%で算出された金額についての端数処理の方法をご教示願いたい（小数点以下の取扱等）。	端数処理の方法等は非公表としております。
11	入札価格の平均額について、『（注）予定価格に対して適切に積算されていると認められないものを除く』とあるが、その基準が非公表である理由をご教示願いたい。 『入札契約に係る不正を排除』するという改正の趣旨からすると、あらかじめ定められた基準的なものはブラックボックスにしない方が良いと思われます。	調査基準価格の算出ルールに極力影響されない状態で、実行予算に基づいて入札していただきたいため、非公表としております。
12	説明会資料 1 ページ『2 低入札価格調査制度の改正（2）総額失格基準価格に係る改正 イ 対象』で、低入札価格調査制度を適用する全ての案件となっているが、設計金額5億円以上の案件も 総額失格基準価格が適用されるという理解で良いか。	総額失格基準の適用対象については、従来どおりであり、設計金額5億円以上案件は、適用対象外です。 変動型の調査基準価格が電子入札案件に限るのに対して、電子入札案件以外の案件でも総額失格基準の算定式を見直すという趣旨で、「全ての案件」と記載しました。
13	説明会資料8ページ 赤囲み記載について、設計金額5億円以上の案件で低入札価格調査の対象となった場合は、入札金額が予定金額の 75%を上回っていても重点調査等の対象とされ、落札した場合は、引き渡しまでの間、入札参加制限となる という理解で良いか。	設計金額5億円以上の場合は、調査資料としては重点調査と同様のものを提出していただく必要がありますが、入札金額が予定金額の 75%を上回っている場合（他の案件を低価格入札で契約した者は除く）は、入札参加を制限することはありません。
14	入札価格の平均額の概ね95%（コンサルは予定価格の82%～90%）について具体的な計算方法を開示してください。（有効桁？円？千円？万円？10万円？） 平均額の計算方法？（何円以下は四捨五入？切り上げ？切り捨て？） 概ね95%の計算方法？（何円以下は四捨五入？切り上げ？切り捨て？） 予定価格の82%の計算方法（何円以下は四捨五入？切り上げ？切り捨て？） 予定価格の90%の計算方法（何円以下は四捨五入？切り上げ？切り捨て？） 調査基準価格が82%～90%の間の場合の計算方法（何円以下は四捨五入？切り上げ？切り捨て？）	端数処理の方法等は非公表としております。
15	有効な入札とは？平均額を算出する際の判断基準を教えてください。 （予定価格の82%以下の入札または100%以上の入札は？） （予定価格100%の入札は？） （内訳書等の資料添付忘れは？） （内訳書と入札額の相違は？） （内訳書の内容の不備（誤字脱字、金額漏れ）は？）	平均額を算出する際の判断基準は非公表としております。
16	総合評価落札方式の場合においても変動型の調査基準価格は導入されますか？	入札方式に関わらず、電子入札案件で低入札価格調査制度の適用対象案件については、変動型の調査基準価格を導入します。

Q&A（低入札価格調査制度の改正に伴う説明会）

（8/23までに質問のあったもの）

	質問内容	回答
17	入札結果は、速やかに公表されますか？ 入札価格の平均額、調査基準価格、参加者の入札額、落札業者、くじの状況等	従来と同様に、入札を終了したとき及び契約を締結したときに、所定の項目を公表します。なお、「入札価格の平均額」は調査基準価格の算出プロセス中の計算結果であり公表対象ではありません。
18	現行の調査基準価格は「予定価格の概ね90%とは、予定価格(税抜)の90%を端数処理(予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。))が100万円以上の場合10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数を切り捨てる。)し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。」となっていますが、改正後はどのような端数処理になるのでしょうか。 また、「ただし、予定価格の82%～92%(コンサルは82%～90%)」とありますがこの上限値と下限値の端数処理はどのようになるのでしょうか。	端数処理の方法等は非公表としております。
19	調査基準価格の算出式という項目の改正後についてなのですが、入札価格の平均額の概ね95%が、もし予定価格の82%～92%に入らなかった場合どのようなになるのでしょうか。	82%と92%(コンサルは90%)が、それぞれ上下限値となります。
20	調査基準価格の算出式について、入札価格の平均額の算出対象から除くとされている『予定価格に対して適切に積算されていると認められないもの』の定義が不明瞭で理解出来ていません。どのような応札金額(%)または 添付内訳書に記載した各項目毎の乖離率なのか具体的なケースを御示唆下さい。	『予定価格に対して適切に積算されていると認められないもの』の定義は非公表としております。
21	調査基準価格の算出式において、現行(設計価格の概ね90%)は、予定価格100万円以上の場合10万円単位、100万未満の場合は1万円単位となっており、例えば、予定価格1,520万円だと調査基準価格1,360万円となりますが、改正後(入札価格の平均額の概ね95%)の端数処理はどうなるのでしょうか。 例えば入札価格の平均額が1525万円の場合、現行の単位と同じように10万円単位の1440万円が調査基準価格なのでしょうか。それとも1448.75万円ですか。	端数処理の方法等は非公表としております。
22	「工事費内訳書の様式等の提出時期」について、電子入札案件のうち、予定価格を事前に公表する案件の提出時期及び様式はどうなるのでしょうか？	電子入札案件の場合は、予定価格の公表時期に関わらず、資料P6の「1 電子入札案件及び電子入札以外の案件のうち予定価格を事後に公表する案件」に記載のとおり提出してください。
23	調査基準価格について、現行の「設計価格(予定価格)の概ね90%」となりますが、改正後の「入札価格の平均額の概ね95%」とは「設計価格(予定価格)の95%」という解釈でよろしいのでしょうか。	改正後は、入札に参加した者が実際に入札した価格の平均額の概ね95%となり、設計価格の95%ではありません。

Q&A（低入札価格調査制度の改正に伴う説明会）

（8/23までに質問のあったもの）

	質問内容	回答
24	改正後の調査基準価格の算出式について、「入札価格の平均額の概ね95%」とありますが、「概ね95%」とは、現行で設計価格の概ね90%の考え方と同様に、「入札価格の平均額(税抜き)が100万円以上の場合、10万円単位とし端数を切り捨て」、「入札価格の平均額(税抜き)が100万円未満の場合、1万円単位とし端数を切り捨て」として考えるのでしょうか。	端数処理の方法等は非公表としております。
25	調査基準価格の算定式において「ただし、予定価格の82%～92%(コンサルは82%～90%)」とありますが、この82%～92%(82%～90%)は、端数処理を行わない額と考えて宜しいでしょうか。	端数処理の方法等は非公表としております。
26	調査基準価格の算出式について (1)「入札価格の平均額の概ね95%」と記載されておりますが、「概ね」の詳細の明示をお願いします。(例：平均額の千円未満切捨てなど) (2)「ただし、コンサルは予定価格の82%～90%」と記載されておりますが、「82%以上90%未満」か「82%以上90%以下」のどちらでしょうか。 (3) また、予定価格の90%とは予定価格×90%(千円未満切り捨て)と解釈して宜しいでしょうか。 (4) 調査基準価格は事後公表されるのでしょうか。	(1) 端数処理を行うことや、予定価格に対して適切に積算されていると認められないものを入札価格の平均額の算出対象から除くことなどから「概ね」と記載しております。なお、端数処理の方法等は非公表としております。 (2) 82%以上90%以下となります。 (3) 端数処理の方法等は非公表としております。 (4) 従来と同様に、契約締結後に公表します。
27	入札金額の単位について、従来どおり千円単位での入札と理解して宜しいでしょうか。	入札金額の単位については、従来から特に千円単位というルールはございません。
28	変動型調査基準価格の算定を理解するために、参考例をいくつか提示して頂けませんか。	端数処理の方法や算出対象外となるものは非公表としておりますが、例えば、3者の応札があり、それぞれA社2,550万円、B社2,450万円、C社2,800万円が入札価格であった場合で算出対象外となるものが認められないと判断される場合は、3者の入札価格の平均額である2,600万円の概ね95%が調査基準価格となります。
29	予定価格非公表の入札案件において、予定価格以上の入札価格は平均額の算出対象から除外するのでしょうか。	調査基準価格の算出に際しての除外対象については非公表としております。
30	今回改訂につき入札価格の平均額が予定価格92%以上になる場合において、調査基準価格は予定価格の92%になるのでしょうか。 またそうであった場合、予定価格のジャスト92%の金額が調査基準価格になるのでしょうか。	入札価格の平均額の概ね95%が予定価格の92%以上になる場合は、予定価格の92%(端数処理の方法は非公表)が調査基準価格となります。

Q&A（低入札価格調査制度の改正に伴う説明会）

（8/23までに質問のあったもの）

	質問内容	回答
31	調査基準価格の算出式について (1) 「ただし予定価格の82%～92%」となっているが、この但し書きはどういう趣旨か。例えば、下限値(82%)の入札であれば低入札にならないという意味なのか。又、100万円以上の場合は10万円単位とするのですか。 (2) 予定価格非公表の場合の調査基準価格はどのように決定するのですか。 (3) 予定価格事前公表の場合の調査基準価格はどのように決定するのですか。	(1) 但し書きは、調査基準価格の設定範囲という趣旨であり、例えば入札価格の平均額の概ね95%で算出した結果が予定価格の80%であった場合に82%とするという趣旨です。なお、入札価格により調査基準価格が変動するため、予定価格の82%で入札した場合であっても低入札となる場合があります。 (2) 予定価格の公表時期に関わらず、予定価格の82%～92%(コンサルは90%)の範囲内で、入札価格の平均額の概ね95%で算出します。 (3) 上記と同様です。
32	調査基準価格について、電子入札開札時に自動計算とありますが、開札時において資格要件のない会社が予定価格に対して適切に積算されていた場合には有効となり自動計算されるのですか。	「予定価格に対して適切に積算されていると認められないもの」の定義は非公表としております。なお、資格要件がないにも関わらず入札に参加した場合は指名除外を措置する場合があります。
33	故意に調査基準価格を引き上げ引き下げる行為が見受けられる場合についてのペナルティが明示されていないのですが補足説明等はありませんか。	入札を妨害等する意図で行われた行為が確認された場合には、厳正に対処します。
34	測量建設コンサルタント等業務について (1) 予定価格は公表されますか。 (2) 調査基準価格は予定価格82%～90%と記載ありますが、小数点以下はどのような対応をされますか。 (3) 調査基準価格は千円単位で算出されますか。	(1) 従来と同様に予定価格は事前に公表します。 (2) 端数処理の方法等は非公表としております。 (3) 上記と同様です。

Q&A（低入札価格調査制度の改正に伴う説明会）

（8/23までに質問のあったもの）

	質問内容	回答
35	測量・建設コンサルタント等業務について (1)調査基準価格の上下限值(改めて具体的に確認) 調査基準価格は“入札価格の平均額の概ね95%”に改められ、その上下限値は予定価格の82%～90%という説明でしたが、具体的には、「入札価格の平均額の概ね95%が、予定価格の82%未満の場合は予定価格×82%とし、予定価格の90%を超過する場合は予定価格×90%とする」と理解してよいですか？ (2)調査基準価格算定時の端数処理のルール ①入札価格の平均額×95%の算定時には端数処理するのでしょうか？ ②端数処理する場合のルールは現行通り(下記※参照)でよいですか？ ※現行の調査基準価格算定時の端数処理のルール ・予定価格100万円以上:10万円単位とし、端数を切り捨てる ・予定価格100万円未満:1万円単位とし、端数を切り捨てる ③調査基準価格の上下限值(予定価格の82%～90%)設定時も、端数処理を行うのでしょうか？ また、その場合も上記の※のように行うのでしょうか？ (3)事後公表について 開札後の事後公表では、設定された調査基準価格は公表になりますか？ また、従前通り、各応札者とその応札額は事後公表になるのでしょうか？	(1) ご理解のとおりです。 (2) 端数処理の方法等は非公表としております。 (3) 応札者及び応札額は入札終了後に、調査基準価格は契約締結後に公表します。
36	低入札価格調査制度の改正について (1)低入札価格調査制度の改正について 変動型の調査基準価格の算出式について、予定価格の82%から92%とは、この間に含まれる入札価格で入札し、なおかつ、入札価格の平均額の95%以下になった場合が、低入札価格調査対象の基準価格になると言うことでよろしいでしょうか？ (改正後の入札価格の平均額のおおむね95%については、有効な入札価格(予定価格の82%から92%)で入札した平均額のおおむね95%との認識でよろしいでしょうか？) (2)工事費内訳書について 「低入札価格調査に係る意向確認欄に記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱います。」とありますが、低入札となった際に番号1～3までの回答に記載がない場合には、自動的に辞退扱いとなるが指名除外措置にはならないということでしょうか？低入札にはならなかった場合はどういった扱いになるのでしょうか？	(1)「予定価格の82%～92%」は、調査基準価格の上下限の範囲を示すものであり、「入札価格の平均額」の算出対象を示すものではありません。 (2) ご理解のとおりであり、意向確認欄に記載がない場合、入札価格が調査基準価格未満の場合に限り、「追加措置を受けて契約を締結する意向はない」と黙示的に意思表示しているものと見做し、当該入札は失格といたします。この場合についても記載がないことをもって指名除外を措置することはありません。なお、入札価格が調査基準価格以上の場合は、有効な入札として取扱います。

Q&A（低入札価格調査制度の改正に伴う説明会）

（8/23までに質問のあったもの）

	質問内容	回答
37	調査基準価格は、入札価格の平均額の95%となり、「予定価格に対して適切に積算されていると認められないもの」は、入札価格の平均額の算出対象から除くとありますが、予定価格を超過した入札があった場合は、入札価格の平均額の算出対象から除かれますでしょうか。 また、「予定価格に対して適切に積算されていると認められないもの」の判断基準は設定されているのでしょうか。例えば、下記例の場合どういった判断になりますでしょうか、ご教示ください。 （例）五社中、四社が予定価格近似値で入札し、残り一社のみ予定価格を大きく下回った価格で入札があった場合	変動型の調査基準価格の算出は、あらかじめ設定したルールに沿って、開札時にシステムで自動的に算出します。 入札価格の平均額の算出対象から除外する基準については、非公表としております。
38	9月1日からの運用開始と明記されていますが、9月1日以降の指名・公告案件からと認識して良いのでしょうか？	ご理解のとおりです。
39	改正後の調査基準価格について、「入札価格の平均額の概ね95%」や「予定価格の82%～92%」は、これまで同様の端数処理（10万円単位とし、端数を切り捨て）となるのでしょうか？ また、総額失格基準価格についても同様でしょうか。	変動型の調査基準価格の端数処理の方法は非公表としております。 また、総額失格基準価格の端数処理の方法についても、従来から同様に非公表としております。
40	調査基準価格の算出式にある改正後の概ね95%の「概ね」とは、従前の予定価格が100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数を切り捨てるという考えでよろしいでしょうか。	端数処理の方法等は非公表としております。
41	「ただし、予定価格の82%～92%」とあるのは入札価格の平均額の95%に対するものか、入札価格の平均額の概ね95%に対するものかご教示願います。	入札価格の平均額の概ね95%に対するものです。